



平成 23 年 8 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社ジース
代表者名 代表取締役社長 池添 吉則
(コード番号：8922 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 相原 隆志
電話番号 (06)4391-2001 (代表)

**第三者割当により発行される株式（金銭出資及び現物出資（デット・エクイティ・スワップ））、
新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の募集に関するお知らせ**

当社は、平成 23 年 8 月 12 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される株式（以下「本株式」といいます。）、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）及び転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）の募集（以下「本件第三者割当」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

① 新株式

(1) 払 込 期 日	平成 23 年 8 月 29 日 (月)
(2) 発 行 新 株 式 数	88,767 株
(3) 発 行 価 額	1 株当たり 1,870 円
(4) 発 行 価 額 の 総 額	165,994,290 円 内 95,996,450 円は、現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の払込方法によるものになります。
(5) 調 達 資 金 の 額	69,997,840 円（差引手取概算額：66,397,840 円）
(6) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当の方法により次の者に割り当てます。 本岡一也 26,737 株（全て現物出資） 塩野芳嗣 16,042 株（全て金銭出資） 神月聖子 16,042 株（全て現物出資） 本岡邦治 10,695 株（全て金銭出資） 北山雅章 10,695 株（全て金銭出資） 細井嘉和 8,556 株（全て現物出資）
(7) そ の 他	該当事項はありません。

② 新株予約権

(1) 割 当 日	平成 23 年 8 月 29 日 (月)
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	50 個（新株予約権 1 個当たり 2,000 株）
(3) 発 行 価 額	新株予約権 1 個当たり 42,400 円
(4) 当 該 発 行 に よ る	100,000 株

この文書は、当社が新株式、新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為を行うことを目的として作成されたものではありません。

潜在株式数	
(5) 調達資金の額	228,120,000円(差引手取概算額:15,500,000円) (内訳) 新株予約権の発行による調達額:2,120,000円 新株予約権の行使による調達額:226,000,000円
(6) 行使価額	1株あたり2,260円
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によりドリーム5号投資事業有限責任組合に全新株予約権を割り当てます。
(8) その他	当該新株予約権には、新株予約権の割当日よりまる3ヶ月を経過した日以降、当社普通株式の終値が、10取引日連続して行使価額の110%を超過した場合、取得日の20日前までに新株予約権者への通知又は公告を行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

③ 新株予約権付社債

(1) 払込期日	平成23年8月29日(月)
(2) 新株予約権の総数	20個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本新株予約権付社債の発行価額は金100,000,000円(社債の金額100円につき金100円)とし、各本新株予約権の発行価額は無償とします。
(4) 当該発行による潜在株式数	53,475株
(5) 資金調達の額	100,000,000円(差引手取概算額:91,500,000円)
(6) 行使価額又は転換価額	1株あたり1,870円
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によりドリーム5号投資事業有限責任組合に全新株予約権付社債を割り当てます。
(8) その他	<p>当該新株予約権付社債には、以下のとおり、繰上償還に関する定めがあります。</p> <p>① 当社は、当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して以下「組織再編行為」といいます。)をすることを当社の株主総会で決議した場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合。)、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該組織再編行為の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部(一部は不可。)を本社債の額面100円につき金100円で繰上償還します。</p> <p>② 本新株予約権付社債の発行後、平成25年8月29日まで(当日を含みます。)いずれかの5連続取引日(ただし、終値のない日は除きます。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の毎日の終値が935円を下回った場合には、本新株予約権付社債の社債権者は、その選択により、当社に対して事前通知を当該5連続取引日の最終日の翌取引日から5取引日後の日まで(当日を含む。)の間に、償還日まで50取引日以上期間を定めて行い、かつ当社の定める請求書に繰上償還を請求しようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれを記名捺印した上、償還金支払場所に提出することにより、償還日においてその保有す</p>

この文書は、当社が新株式、新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為を行うことを目的として作成されたものではありません。

る本社債の全部又は一部を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有します。
--

2. 募集の目的及び理由

当社は、昨今のグローバルな経済危機の長期化による資本市場の信用収縮および金融機関の不動産向け融資姿勢の厳格化等により、当社グループを取り巻く極めて厳しい事業環境の下、第 10 期連結会計年度（平成 20 年 9 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日）より、財務基盤の健全化と強化に向けて事業の選択と集中および販売管理費の削減を推進してまいりました。平成 20 年 7 月に米国サブプライムローン問題が発生した以降、「財務基盤の健全化と強化」および「事業の選択と集中」という経営重点施策に邁進し、社名を株式会社ジアースとし、平成 22 年 5 月 14 日「ジアースβ版」をリリースするとともに、平成 22 年 6 月 4 日を以って、当社および当社グループが保有する全不動産を売却し、サブプライムローン問題発生時の有利子負債 368 億円を 3 億円にまで圧縮いたしました。

しかしながら、当社グループは、第 11 期連結会計年度（平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日）において、1,879 百万円の営業損失、2,224 百万円の経常損失、2,458 百万円の当期純損失を計上しており、また、第 12 期連結会計年度（平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日）においても、1,370 百万円の営業損失、1,417 百万円の経常損失、1,413 百万円の当期純損失を計上いたしました。また、営業キャッシュフローも継続的なマイナスとなっており、第 11 期連結会計年度において 1,572 百万円の減少、第 12 期連結会計年度においても 963 百万円の減少となっております。当該状況により、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

当社は、かかる状況を解消すべく、従来より当社が培ってきた様々なテクノロジーを集約、発展させた不動産情報サイト「ジアース」に事業の選択と集中を行うことにより、収益構造の抜本的な改革を図り、安定的な収益基盤の実現に向け邁進しております。しかし、当社は未だ事業形態の変革期にあり、現時点では「ジアース」上で運営する収益が安定しないため、当面の運転資金を早急に確保し、財務基盤の強化を図ることが喫緊の経営課題であると考えております。

そこで、当社は、販売管理費等の運転資金調達するため、平成 23 年 6 月、池添吉則氏、本岡一也氏及び細井嘉和氏より、総額 96 百万円の借入れを行いました。なお、池添吉則氏の当社に対する貸金債権は、同氏が当社への貸付けのために調達した金銭の借入先である神月聖子氏に対し、債権譲渡により平成 23 年 8 月 12 日付で移転しております。

さらに、今回、財務基盤の健全化と強化のため、資本金の資金調達を検討することといたしました。資本金の資金調達には、公募増資や株主割当増資という手段もあるものの、当社グループの事業環境や資本市場の状況等を考慮すると必要な資金が確実に集まる可能性は低いと考えられること、また、当社の資金需要を充たすタイミングでの資金調達は困難であると考えられることから、これらの資金調達手法の採用は見送り、確実性が高くかつ迅速な資金調達方法である第三者割当増資を選択いたしました。とりわけ、金銭出資とともに当社に対する債権の現物出資（DE S）を実施することで、約 1 億円の債務圧縮と自己資本の改善を図ることができる上に、将来における金利等の負担を軽減することができます。

また、当社は、本株式の発行と合わせて、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行も決議しております。これは、本新株予約権付社債の発行により短期的には無利息による資金調達のメリットを享受しながら、本新株予約権の行使による追加的な資本増強を意図したものであります。これにより、当社の資本増強と財務体質の改善は一層推進できるものと考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (新株予約権の行使による調達額を含む。)	398,117,840 円
発行諸費用の概算額	27,600,000 円

この文書は、当社が新株式、新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為を行うことを目的として作成されたものではありません。

差引手取概算額	370,517,840円
---------	--------------

<内訳>

① 本株式

払込金額の総額	69,997,840円
発行諸費用の概算額	3,600,000円
差引手取概算額	66,397,840円

② 本新株予約権

新株予約権の発行価額の総額に当該新株予約権の行使により払い込むべき金額の合計額を合算した額	228,120,000円
(内訳) 新株予約権の発行による調達額	2,120,000円
新株予約権の行使による調達額	226,000,000円
発行諸費用の概算額	15,500,000円
差引手取概算額	212,620,000円

③ 本新株予約権付社債

発行価額の総額	100,000,000円
発行諸費用の概算額	8,500,000円
差引手取概算額	91,500,000円

なお、本株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行に係る諸費用は、主に弁護士費用5,000,000円、登記費用関連費用3,276,000円、外部調査費用1,000,000円、新株予約権評価費用1,500,000円、新株予約権付社債評価費用1,500,000円及びアレンジャーフィーとして株式会社ファーストヴィレッジへ新株予約権及び新株予約権付社債の調達額の5%である11,406,000円からなり、27,600,000円を予定しております。なお、本新株発行、本新株予約権発行及び本新株予約権付社債発行のうち複数のものに共通して発生した費用（弁護士費用及び外部調査費用）については、等分して計上しております。

(2) 調達する資金の具体的な用途

① 本株式発行により調達する資金の具体的な用途

	具体的な用途	金額	支出予定時期
	人件費等販売管理費	66,397,840円	平成23年8月 ～平成23年9月

② 本新株予約権発行により調達する資金の具体的な用途

	具体的な用途	金額	支出予定時期
	人件費等販売管理費	132,620,000円	平成24年1月 ～平成24年3月
	事業収益拡大のためのシステム開発資金	80,000,000円	平成24年1月 ～平成24年3月

(注) 新株予約権の行使に際して払込まれる金額については、現時点では上記の用途に充当する予定ですが、本新株予約権の行使状況により資金調達額や調達時期が決定されることから、予定よりも多い金額を運転資金に充当する可能性もあり、新株予約権の行使に際して払い込まれる金額の払込みのなされた時点での資金需要に応じて決定いたします。

③ 本新株予約権付社債発行により調達する資金の具体的な用途

この文書は、当社が新株式、新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為を行うことを目的として作成されたものではありません。

	具体的な用途	金額	支出予定時期
	人件費等販売管理費	71,500,000円	平成23年10月 ～平成23年12月
	事業収益拡大のためのシステム開発資金	20,000,000円	平成23年11月 ～平成23年12月

※調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

4. 資金用途の合理性に関する考え方

① 人件費等販売管理費

当社は、当社が運営する不動産情報サイト「ジアース」の新しいサービスとして、不動産の時価を算出したレポートをリアルタイムで提供する「自動時価算出書」をはじめ、調査対象物件の土地診断情報を提供する「自動土地診断書」、調査対象物件のマーケット情報、土地診断情報及び周辺情報を一括して提供する「自動物件調査報告書」並びに「自動物件調査報告書」の簡易版としての「ダイジェストレポート」のサービスを、平成22年12月1日に本格的に開始いたしました。そして、「ジアース」は、本書提出日現在、登録不動産店舗数約10,000社、掲載物件数約300万件と堅調に増加推移しております。

しかしながら、当社は未だ事業形態の変革期にあり、現時点では「ジアース」上で運営する広告事業による収益が安定せず、当面の運転資金を確保する必要があります。

そこで、本件第三者割当による手取金のうち270,517,840円（内訳は上記をご参照下さい。）を、平成23年8月から平成24年3月までの人件費その他の販売管理費に充当する予定としております。

② 事業収益拡大のためのシステム開発資金

当社が運営する不動産情報サイト「ジアース」では、全国約10,000社に及ぶ不動産会社から日々何万件という不動産データが更新されております。そして、物件データの位置が全て特定された約300万件にも及ぶ希少な不動産データをもとに、当社は、日本中の売買物件や賃貸物件について、「時価」（マーケット相場）だけでなく、活断層の有無や液状化の危険度、さらに土壌汚染などの土地診断情報に加え、教育環境や交通環境、医療環境といった様々な周辺情報も提供しております。

そこで、本件第三者割当による手取金のうち100,000,000円（内訳は上記をご参照下さい。）を、かかるサービスの安定的な提供と新たに当社が有する独自のデータベースを今後スマートフォンやタブレットといった新たなデバイスを通じてサービス提供を行うためのコンテンツの開発資金に充当する予定としております。

なお、当社は、本件第三者割当実施後の事業計画及び資金繰りの策定において、平成23年8月以降、上記の「自動時価算出書」等を販売するデータオンライン販売事業の収入が順調に増加することを予定しております。また、当社は、第12期連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日）に係る消費税のうち約140百万円について、納付期限である平成23年5月31日までに支払うことができませんでした。当社は、今後税務当局との間にかかる租税公課の支払時期・方法について折衝を進める予定ですが、上記の資金用途は、分割納付の方法による支払いが認められることを前提とした当社の資金繰りに基づくものです。

仮に、データオンライン販売事業の収益化が当社の予定を下回った場合、または分割納付の方法による租税公課の支払いが認められなかった場合、当社は、本手取金のうち事業収益拡大のためのシステム開発資金に充当する額を減額し、人件費又は当該租税公課の支払いに充当する可能性があります。

また、DESによる本株式の発行において、本岡一也氏、神月聖子氏及び細井嘉和氏が金銭以外に出資の目的とする財産の内容は、金銭消費貸借契約に基づき当社に対して保有する総額96百万円の金銭債権です。当社は、当該契約により借入れた総額96百万円を、平成23年6月から7月までに、人件費等販売管理費による運転資金に充当しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本株式

発行価格につきましては、割当予定先との協議の結果、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日（平成 23 年 8 月 11 日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である 2,075 円から 9.9%ディスカウントした 1,870 円といたしました。

参考までに、当該発行価格は、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日を基準とした過去 6 ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価 2,489 円に対し 24.8%のディスカウント、過去 3 ヶ月間の平均株価 2,272 円に対し 17.6%のディスカウント、過去 1 ヶ月間の平均株価 2,229 円に対し 16.1%のディスカウントとなっております。

当社といたしましては、当社を取り巻く事業環境、公表している当社の業績及びその予測、昨今の株式市場の動向等を総合的に考慮すると、当該取締役会決議日の前営業日の市場価格が当社の株式価値を反映していないと認めるに足りる事情は見当たらないことから、当該前営業日の終値が当社普通株式の適正な価格であると判断しており、日本証券業協会が定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に沿ってディスカウント率を 10%以内にとどめていることから、合理的な発行価格であり、有利発行には該当しないと考えております。

なお、本株式の払込みに現物出資財産として用いられる金銭債権につきましては、会社法第 207 条第 9 項第 5 号の定めに基づき、検査役の調査は不要となっております。

② 本新株予約権

新株予約権の発行価額は、公正性を期すため、独立した第三者機関である株式会社ストリームに算定を依頼した上で決定しております。

当社は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、当社普通株式の価格変動性（ボラティリティ）等を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる第三者機関の算定結果を参考とし、割当予定先であるドリーム 5 号投資事業有限責任組合との間での協議を経て、本新株予約権 1 個あたりの発行価額を 42,400 円（1 株当たり 21.2 円）といたしました。

また、本新株予約権の行使に際して払込みをすべき当社普通株式 1 株あたりの当初金額（当初行使価額）は 2,260 円としました。これは、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値 2,075 円の 109%に相当します。参考までに、当該行使価格は、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日を基準とした過去 6 ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価 2,489 円に対し 9.2%のディスカウント、過去 3 ヶ月間の平均株価 2,272 円に対し 0.5%のディスカウント、過去 1 ヶ月間の平均株価 2,229 円に対し 1.3%のプレミアムとなっております。

当社といたしましては、当社を取り巻く事業環境、公表している当社の業績及びその予測、昨今の株式市場の動向等を総合的に考慮すると、当該取締役会決議日の前営業日の市場価格が当社の株式価値を反映していないと認めるに足りる事情は見当たらないことから、当該前営業日の終値が当社普通株式の適正な価格であると判断しております。

以上のとおり、本新株予約権の発行価額は確立されたオプション理論に基づき、第三者機関により算定された結果を参考に決定されたものであり、また、行使価額については、当社株式の市場価格を基準としていることから、当社は、いずれも適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないと考えております。

③ 本新株予約権付社債

当初転換価額につきましては、割当予定先であるドリーム 5 号投資事業有限責任組合との間での協議を経て、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日（平成 23 年 8 月 11 日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である 2,075 円から 9.9%ディスカウントした 1,870 円といたしました。

参考までに、当該転換価格は、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日を基準とした過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価 2,489 円に対し 24.8%のディスカウント、過去3ヶ月間の平均株価 2,272 円に対し 17.6%のディスカウント、過去1ヶ月間の平均株価 2,229 円に対し 16.1%のディスカウントとなっております。

当社といたしましては、当社を取り巻く事業環境、公表している当社の業績及びその予測、昨今の株式市場の動向等を総合的に考慮すると、当該取締役会決議日の前営業日の市場価格が当社の株式価値を反映していないと認めるに足りる事情は見当たらないことから、当該前営業日の終値が当社普通株式の適正な価格であると判断しております。

当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、独立した第三者機関である株式会社ストリームに対して本新株予約権付社債の価値算定を依頼したうえで、当該評価機関より本新株予約権付社債の評価報告書を取得しております。当該評価機関は一定の前提（本新株予約権付社債の発行要項に定められた諸条件、当社普通株式の価格変動性（ボラティリティ）等）の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権付社債の公正価値を算定しております。

その上で、当社は、本社債に本新株予約権を付することにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち本新株予約権の実質的な対価と本新株予約権の公正な価値とを比較し、本新株予約権の実質的な対価が本新株予約権の公正な価値を大きく下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

以上に加え、当社が円滑な第三者割当増資により財務基盤を拡充することにより企業価値の向上を図ることは、既存株主の利益に資すると考えられることから、本新株予約権付社債は合理性があり妥当であると考えております。

なお、本件第三者割当に係る取締役会に出席した監査役全員から、当該新株式の発行条件は、算定根拠も含めて総合的に判断して、割当予定先に特に有利でない旨、並びに当該新株予約権及び新株予約権付社債の発行価額は、算定根拠を含めて、株式会社ストリームの新株予約権評価報告書も総合的に判断して、割当予定先に特に有利でない旨の意見を得ております。

さらに、経営者から一定程度独立した者である鈴木隆弁護士（京総合法律事務所）に対し、第三者割当による資金調達必要性、本株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件及び方法の相当性等につき説明をいたしました。その結果、同弁護士には、当社が本年6月に個人3名から総額約1億円の借入れを行うなど資金繰りが厳しい状況にあること、本件第三者割当以前にも第三者割当増資の検討を重ねたものの投資家と条件面が折り合わず実現に至らなかったことなどをご理解いただき、当社は、平成23年8月12日付で、本株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行により資金調達を行う必要があること、並びに他の調達手段との比較においても本株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行方法及び発行条件は相当である旨の意見書を同弁護士より取得しております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社グループは、第12期連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日）において1,370百万円の営業損失、1,417百万円の経常損失、1,413百万円の当期純損失を計上しており、第13期第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日）におきましても193百万円の営業損失、187百万円の経常損失、191百万円の当期純損失を計上した結果、104百万円の債務超過にあります。当該状況により、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

当社は、かかる状況を解消すべく、従来より当社が培ってきた様々なテクノロジーを集約、発展させた不動産情報サイト「ジアース」に事業の選択と集中を行うことにより、収益構造の抜本的な改革を図り、安定的な収益基盤確立の実現に向け邁進しております。しかし、当社グループを取り巻く厳しい事業環境の下で、収益改善計画を推進するためには、当社の自己資本を充実させ、財務基盤の強化を図ること

が喫緊の経営課題であると考えております。

当社は、本件第三者割当により、本株式 88,767 株（議決権の数 88,767 個）、本新株予約権 50 個（本新株予約権がすべて行使された場合に交付される当社普通株式の数は 100,000 株（議決権の数 100,000 個））及び本新株予約権付社債（当初転換価額においてすべて転換された場合に発行される当社普通株式の数は 53,475 株（議決権の数 53,475 個））の発行を決議しております。これらを合算した当社普通株式の数 242,242 株に係る議決権の数 242,242 個は、平成 23 年 3 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 542,738 株に係る議決権の総数 542,736 個の 44.6%となり、25%以上の割合で希釈化が生じます。

しかし、当社グループを取り巻く厳しい事業環境の下で、当該収益改善計画を推進するためには、当社の自己資本を充実させ、財務基盤の強化を図ることが喫緊の経営課題であると認識しており、本新株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債により調達する資金は、当社が今後、事業収益拡大を目指していくうえで、必要不可欠であり、経営の安定化ひいては当社の中長期的な企業価値の向上を図ることが既存株主の皆様の利益に資するものとの考えております。

さらに、上記のとおり、当社は、経営者から一定程度独立した者である鈴木隆弁護士（京総合法律事務所）より、平成 23 年 8 月 12 日付で、本株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行により資金調達を行う必要があること、並びに他の調達手段との比較においても本株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行方法及び発行条件は相当である旨の意見書を取得しております。

以上のような検討を踏まえ、当社取締役会は、自己資本の充実および財務基盤の強化に向けた資本政策の一環として第三者割当による新株式、新株予約権及び新株予約権付社債の発行を決議いたしました。

なお、当社は、本件第三者割当の実施により、財務基盤の改善及び強化を図り、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在している状態の解消に向け邁進してまいり所存ですが、当社の財務状況が改善しない場合には、自己資本の充実及び流動性資金の確保を含めた財務基盤の強化のための追加的な施策を実施する可能性があります。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 本株式

(1)	氏名	本岡 一也
(2)	住所	大阪府箕面市
(3)	職業の内容	株式会社 GW ホールディングス 代表取締役社長&CEO
(4)	上場会社と当該個人との関係	当該個人は、当社普通株式 5 株（平成 23 年 3 月 31 日現在）を保有しております。 また、当社に対して総額 50,000,000 円の金銭債権を有しております。 そのほか、当社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との間には、記載すべき人的関係・取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該個人並びに当該個人の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

(1)	氏名	神月 聖子
(2)	住所	兵庫県西脇市
(3)	職業の内容	当社従業員
(4)	上場会社と当該個人との関係	当該個人は、当社従業員であり、当社代表取締役の妹であります。また、当社普通株式 100 株（平成 23 年 3 月 31 日現在）を保有しており、当社に対して総額 30,000,000 円の金銭債権を有しております。

この文書は、当社が新株式、新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為を行うことを目的として作成されたものではありません。

(1) 氏名	細井 嘉和
(2) 住所	兵庫県神戸市北区
(3) 職業の内容	有限会社細井興産 取締役
(4) 上場会社と当該個人との間の関係	当該個人は、当社普通株式 1,200 株（平成 23 年 3 月 31 日現在）を保有しております。 また、当社に対して総額 16,000,000 円の金銭債権を有しております。 そのほか、当社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）の間には、記載すべき人的関係・取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該個人並びに当該個人の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

(1) 氏名	本岡 邦治
(2) 住所	兵庫県芦屋市
(3) 職業の内容	無職
(4) 上場会社と当該個人との間の関係	当該個人は、当社普通株式 50 株（平成 23 年 3 月 31 日現在）を保有しております。 そのほか、当社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）の間には、記載すべき人的関係・取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該個人並びに当該個人の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

(1) 氏名	北山 雅章
(2) 住所	大阪府大阪市阿倍野区
(3) 職業の内容	株式会社日本測量
(4) 上場会社と当該個人との間の関係	当該個人は、当社普通株式 1,360 株（平成 23 年 3 月 31 日現在）を保有しております。 そのほか、当社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）の間には、記載すべき人的関係・取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該個人並びに当該個人の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

(1) 氏名	塩野 芳嗣
(2) 住所	大阪府池田市
(3) 職業の内容	塩野義製薬株式会社 次長
(4) 上場会社と当該個人との間の関係	当該個人は、当社普通株式 9 株（平成 23 年 3 月 31 日現在）を保有しております。 そのほか、当社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）の間には、記載すべき人的関係・取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該個人並びに当該個人の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資

この文書は、当社が新株式、新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為を行うことを目的として作成されたものではありません。

	本関係・人的関係・取引関係はありません。
--	----------------------

② 本新株予約権及び本新株予約権付社債

(1)	名 称	ドリーム5号投資事業有限責任組合	
(2)	所 在 地	東京都千代田区神田錦町3-19 神田錦NRビル6階	
(3)	設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合	
(4)	組 成 目 的	有価証券への純投資	
(5)	組 成 日	平成23年6月20日	
(6)	出 資 の 総 額	140,200,000円	
(7)	出資者・出資比率 ・出資者の概要	25.6% 勝山 博文 25.6% 宮嶋 正邦 14.2% 加藤 勝二 14.2% 宮下 晃男 14.2% 齋藤 雅彦 0.1% 投資事業有限責任組合1先 0.1% 無限責任組合員	
(8)	業務執行組合員の概要	名 称	モダンパス合同会社
		所 在 地	東京都千代田区神田錦町3-19 神田錦NRビル6階
		代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表社員 勝山博文
		事 業 内 容	投資事業
	資 本 金	100,000円	
(9)	上場会社と当該 ファンドとの間の関係	上場会社と 当該ファンド との間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）との間に特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
		上場会社と業 務執行組合員 との間の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

※ 当社は、本岡一也氏、神月聖子氏、細井嘉和氏、本岡邦治氏、北山雅章氏、塩野芳嗣氏、ドリーム5号投資事業有限責任組合、同組合の業務執行組合員及び主な出資者（以下「ドリーム5号関係者」といいます。）が暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び各ドリーム5号関係者が反社会的勢力と何らかの関係の有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社エス・ピー・ネットワーク（住所：大阪市中央区）に調査を依頼し、同社が保有する公知情報データベースとの照合を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はございませんでした。なお、本岡一也氏、神月聖子氏、細井嘉和氏、本岡邦治氏、北山雅章氏、塩野芳嗣氏及びドリーム5号関係者が暴力団等とは一切関係がないこ

この文書は、当社が新株式、新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為を行うことを目的として作成されたものではありません。

とを確認している旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

① 本株式

a. 本岡一也氏

本岡一也氏は、当社代表取締役である池添吉則氏と学生時代からの友人であります。

また同氏は、株式会社 GW ホールディングス代表取締役社長&CEO であり、相互の経営方針に通じるものがあり、当社の事業についても深いご理解をいただき、財務状態の悪化している当社に対して、平成 23 年 6 月 20 日付で 50,000,000 円の貸付を行っていただきました。その後、当社は、現在の事業の状況及び今後の事業展開を本岡一也氏に説明を行い、当社としましても、当社代表取締役である池添吉則氏の知己でもあり、当社の経営方針にご理解をいただいた先でもあることから、今回の新株式発行の割当予定先として選定いたしました。

b. 神月聖子氏

神月聖子氏は、当社代表取締役である池添吉則氏の妹であり、当社の従業員であります。当社の事業に深い理解を示し、財務状態の悪化している状況下において現在の事業の状況及び今後の事業展開を認識していただき、当社としましても、神月聖子氏は当社入社以来にわたって貢献してきた人物でもあることから、今回の新株式発行の割当予定先として選定いたしました。

c. 細井嘉和氏

細井嘉和氏は、当社代表取締役である池添吉則氏がミサワホーム株式会社勤務当時に知り合った不動産所有者であり、当社設立当時から株主であります。従前より当社の事業に深いご理解をいただき、財務状態の悪化している当社に対して、平成 23 年 6 月 20 日付で 16,000,000 円の貸付を行っていただきました。その後、当社は、現在の事業の状況及び今後の事業展開を細井嘉和氏に説明を行い、当社としましても、細井嘉和氏は創業以来にわたって当社の経営方針を尊重する意向を有していただいていることから、今回の新株式発行の割当予定先として選定いたしました。

d. 本岡邦治氏

当社は、今般の第三者割当による本株式の発行に当たり、資金の調達が適時に行われること、将来的に必要な資金が確保できること、当社グループの事業内容についてご理解いただけること等を条件に割当予定先を検討してまいりました。

当社は、当該選定方針に沿って、複数の投資家との間で、当社への出資についての協議・交渉を行ってまいりました。

本岡邦治氏は、本岡一也氏の叔父であり、当社のさらなる自己資本の充実および財務基盤の強化に向けた資本政策にも協力的であり、当社の事業展開を理解していただいたうえで、当社の経営方針を尊重する意向を有していただいております。

以上のことから今回の新株式発行の割当予定先として選定いたしました。

e. 北山雅章氏

北山雅章氏は、当社設立当時から株主であります。

当社のさらなる自己資本の充実および財務基盤の強化に向けた資本政策にも協力的であり、当社の事業展開を理解していただいたうえで、当社の経営方針を尊重する意向を有していただいております。以上のことから、今回の新株式発行の割当予定先として選定いたしました。

f. 塩野芳嗣氏

塩野芳嗣氏は、当社代表取締役である池添吉則氏と学生時代からの友人であります。

当社のさらなる自己資本の充実および財務基盤の強化に向けた資本政策にも協力的であり、当社の事業展開を理解していただいたうえで、当社の経営方針を尊重する意向を有していただいております。

当社としましても、塩野芳嗣氏は、当社代表取締役である池添吉則氏の知己でもあり、当社の経営方針にご理解をいただいた先でもあることから、今回の新株式発行の割当予定先として選定いたしました。

② 本新株予約権及び本新株予約権付社債

当社は、今般の第三者割当による本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行に当たり、資金の調達が適時に行われること、将来的に必要な資金が確保できること、当社グループの事業内容についてご理解いただけること等を条件に割当予定先を検討してまいりました。

その上で、当社は、複数の投資家との間で、当社への出資についての協議・交渉を行ってまいりました。

割当予定先であるドリーム5号投資事業有限責任組合は、有価証券の購入・売却等を行うことを目的に設立された純投資を行うファンドです。当社は、本年3月より当社代表取締役池添吉則と株式会社ファーストヴィレッジ（本社：東京都中央区、代表者：市村洋文）との間で、業務提携先候補及び潜在的投資家の紹介等さまざまな意見交換を行ってまいりました。今回、当該アドバイザーを通じてドリーム5号投資事業有限責任組合の紹介を受けて、当社代表取締役池添吉則と当社の経営方針、財務基盤の強化に向けた資本政策、今後の事業展開について等、協議・交渉を行ったところ、当社の事業内容にご理解いただき、また、割当予定先の無限責任組合員であるモダンパス合同会社は、他の日本の上場会社への投資を行うファンドの運用実績を有していることや資金的裏付けもあると考えられることから、割当てを行う投資家として適切であると判断し、ドリーム5号投資事業有限責任組合を新株予約権及び新株予約権付社債の割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

① 本株式

本株式の割当予定先による本株式の保有方針は、それぞれ以下のとおりです。

なお、本株式の各割当予定先からは、本件第三者割当による新株式発行に係る払込期日（平成23年8月29日）より2年間において、本件第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社に書面により報告する旨、並びに当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所に報告し、当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて同意する旨の確約書を取得予定であり、当該確約書の取得につき各割当予定先から同意を得ております。

a. 本岡一也氏

当社は、本岡一也氏より、本株式を原則、中長期的に保有するが、経済合理性の観点から当社の企業価値向上を妨げることのないよう、市場動向に配慮しながら当該当社普通株式を売却する可能性がある旨の表明を受けております。

b. 神月聖子氏

当社は、神月聖子氏より、本株式を原則、中長期的に保有するが、経済合理性の観点から当社の企業価値向上を妨げることのないよう、市場動向に配慮しながら当該当社普通株式を売却する可能性がある旨の表明を受けております。

c. 細井嘉和氏

当社は、細井嘉和氏より、本株式を原則、中長期的に保有するが、経済合理性の観点から当社の企業価値向上を妨げることのないよう、市場動向に配慮しながら当該当社普通株式を売却する可能性がある旨の表明を受けております。

d. 本岡邦治氏

当社は、本岡邦治氏より、本株式を原則、中長期的に保有するが、経済合理性の観点から当社の企業価値向上を妨げることのないよう、市場動向に配慮しながら当該当社普通株式を売却する可能性がある旨の表明を受けております。

e. 北山雅章氏

当社は、北山雅章氏より、本株式を原則、中長期的に保有するが、経済合理性の観点から当社の企業価値向上を妨げることのないよう、市場動向に配慮しながら当該当社普通株式を売却する可能性がある旨の表明を受けております。

f. 塩野芳嗣氏

当社は、塩野芳嗣氏より、本株式を原則、中長期的に保有するが、経済合理性の観点から当社の企業価値向上を妨げることはないよう、市場動向に配慮しながら当該当社普通株式を売却する可能性がある旨の表明を受けております。

② 本新株予約権及び本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権及び本新株予約権付社債の割当予定先であるドリーム5号投資事業有限責任組合との間では、本新株予約権付社債の転換による交付される当社普通株式について、当社と割当予定先との間で継続保有に関する特段の取決めは行っておりませんが、割当予定先からは、当社普通株式を純投資目的で保有する方針であると伺っており、当社の企業価値向上を妨げることはないよう、可能な限り市場動向に配慮しながら当該当社普通株式を売却していく旨の表明を受けております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

① 本株式

a. 本岡一也氏、神月聖子氏及び細井嘉和氏

本岡一也氏、神月聖子氏及び細井嘉和氏に対して発行する合計 51,335 株につきましては、DESの手法を採用するため、金銭の払込みはありません。

当該DESによる本株式の発行において、本岡一也氏及び細井嘉和氏が金銭以外に出資の目的とする財産の内容は、それぞれ以下のとおりであります。

(i) 本岡一也氏が当社に対して保有する平成 23 年 6 月 20 日付金銭消費貸借契約及び平成 23 年 8 月 12 日付債務承認弁済契約書に基づく金銭債権の元本 50,000,000 円のうち 49,998,190 円

借入日：平成 23 年 6 月 20 日

返済期日：平成 23 年 8 月 29 日（上記債務承認弁済契約書で変更したもの）

利率：年利 3 %

その他：元本の残債権 1,810 円及び未払利息（平成 23 年 8 月 12 日現在 221,311 円）は、本件第三者割当の払込みをもって債務免除を受ける予定であります。

(ii) 神月聖子氏が当社に対して保有する、池添吉則氏及び当社間の平成 23 年 6 月 6 日付金銭消費貸借契約並びに神月聖子氏及び当社間の平成 23 年 8 月 12 日付債務承認弁済契約書に基づく金銭債権の元本 30,000,000 円のうち 29,998,540 円

借入日：平成 23 年 6 月 6 日

返済期日：平成 23 年 8 月 29 日（上記債務承認弁済契約書で変更したもの）

利率：年利 3 %

その他：元本の残債権 1,460 円及び未払利息（平成 23 年 8 月 12 日現在 167,213 円）は、本件第三者割当の払込みをもって債務免除を受ける予定であります。

(iii) 細井嘉和氏が当社に対して保有する平成 23 年 6 月 20 日付金銭消費貸借契約及び平成 23 年 8 月 12 日付債務承認弁済契約書に基づく金銭債権の元本 16,000,000 円のうち 15,999,720 円

借入日：平成 23 年 6 月 20 日

返済期日：平成 23 年 8 月 29 日（上記債務承認弁済契約書で変更したもの）

利率：年利 3 %

その他：元本の残債権 280 円及び未払利息（平成 23 年 8 月 12 日現在 70,819 円）は、本件第三者割当の払込みをもって債務免除を受ける予定であります。

b. 本岡邦治氏

当社は、本岡邦治氏より取引銀行の定期預金証書及び預金通帳の写しの提示を受け、本株式の払込金額を上回る残高を有していることを確認しております。

c. 北山雅章氏

当社は、北山雅章氏より取引銀行の預金通帳の写しの提示を受け、本株式の払込金額を上回る残高を

有していることを確認しております。

d. 塩野芳嗣氏

当社は、塩野芳嗣氏より取引銀行のATM利用明細の写しの提示を受け、本株式の払込金額を上回る残高を有していることを確認しております。

② 本新株予約権及び本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込みについては、割当予定先の自己資金をもって払込みを行うとの説明を受けています。この点、当社は、金融機関から提出された残高証明書により割当予定先の預金口座に本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額の合計に相当する 102,120,000 円を上回る残高が確保されていることを確認しております。また、当該残高から 102,120,000 円を控除した残余残高は、本新株予約権の行使に要する払込金額の総額に相当する 226 百万円には満たないものの、本新株予約権の一部行使には十分足りる金額であり、行使により取得する当社普通株式の売却と売却代金を用いた本新株予約権の行使を繰り返すことによって本新株予約権の全部を順次行使していく旨を、当社は割当予定先より伺っております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (平成 23 年 3 月 31 日現在)		募集後 (本株式の発行後)	
NIS バリュアアップ・ファンド3号投資事業組合	22.58%	NIS バリュアアップ・ファンド3号投資事業組合	19.41%
池添 吉則	5.17%	池添 吉則	4.45%
杉野 公彦	1.65%	本岡 一也	4.23%
国際航業ホールディングス株式会社	1.39%	神月 聖子	2.56%
関 喜良	1.24%	塩野 芳嗣	2.54%
橋本 久雄	1.06%	北山 雅章	1.91%
大和ハウス工業株式会社	1.01%	本岡 邦治	1.70%
志賀 英春	0.82%	細井 嘉和	1.54%
イーエフジー バンク アーゲー ホンコン アカ ウント クライアント 常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行	0.78%	杉野 公彦	1.43%
日本証券金融株式会社	0.65%	国際航業ホールディングス株式会社	1.20%

(注) 1 本新株予約権及び本新株予約権付社債に係る潜在株式数については、割当予定先が長期保有を約していないため、上記表中の募集後の大株主及び持株比率には反映しておりません。

2 平成 23 年 8 月 8 日付「主要株主の異動に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、当社は、NIS バリュアアップ・ファンド3号投資事業組合より、平成 23 年 8 月 1 日付で当社株式を譲渡した旨の報告を受けております。当該報告によれば、同日現在の同組合の所有株式数は 47,507 株、発行済株式総数に対する持株比率は 8.75%となっており、これに本株式 88,767 株を加えて算定した場合、割当後の発行済株式総数に対する持株比率は 7.52%となります。

8. 今後の見通し

今回の第三者割当の方法による本株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行が当社グループの業績に与える影響については、今後精査していく予定ですが、当社は、今回の第三者割当の方法による本株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行により、当社の自己資本の充実と財務基盤の健全化・強化を図り、厳しい経済環境の下でも経営改革を推し進めることができると考えております。

(企業行動規範上の手続き)

今回の第三者割当の方法による本株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行により、当社株式

この文書は、当社が新株式、新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為を行うことを目的として作成されたものではありません。

は 25%以上の大幅な希薄化が生じることになります（上記「6. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」をご参照下さい。）。そこで、当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手をいたしました。

具体的には、当社は、経営者から一定程度独立した者である鈴木隆弁護士（京総合法律事務所）に対し、当該第三者割当による資金調達必要性、本株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行条件及び方法の相当性等につき説明をいたしました。その結果、同弁護士には、当社が本年 6 月に個人 3 名から総額約 1 億円の借入れを行うなど資金繰りが厳しい状況にあること、本件第三者割当以前にも第三者割当増資の検討を重ねたものの投資家と条件面が折り合わず実現に至らなかったことなどをご理解いただき、当社は、平成 23 年 8 月 12 日付で、本株式の発行、本新株予約権の発行及び本新株予約権付社債の発行により資金調達を行う必要があること、並びに他の調達手段との比較においても本株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行方法及び発行条件は相当である旨の意見書を鈴木隆弁護士より取得しております。

9. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）

	平成 21 年 3 期	平成 22 年 3 期	平成 23 年 3 期
連結売上高	5,249 百万円	1,628 百万円	287 百万円
連結営業利益	△1,865 百万円	△1,879 百万円	△1,370 百万円
連結経常利益	△2,234 百万円	△2,224 百万円	△1,417 百万円
連結当期純利益	△3,452 百万円	△2,458 百万円	△1,413 百万円
1 株当たり連結当期純利益	△13,932.23 円	△8,270.51 円	△3,028.34 円
1 株当たり配当金	－円	－円	－円
1 株当たり連結純資産	7,843.38 円	1,794.02 円	160.28 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 23 年 3 月 31 日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	542,738 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	5,460 株	1.00%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	5,460 株	1.00%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	5,460 株	1.00%

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期
始値	10,050 円	5,250 円	7,240 円
高値	16,450 円	29,180 円	19,170 円
安値	1,985 円	4,050 円	1,750 円
終値	5,170 円	7,300 円	2,350 円

② 最近 6 か月間の状況

	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
始値	4,250 円	3,860 円	2,301 円	2,156 円	2,080 円	2,266 円
高値	4,380 円	3,870 円	2,840 円	2,600 円	3,550 円	2,585 円

この文書は、当社が新株式、新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為を行うことを目的として作成されたものではありません。

安 値	3,060 円	1,750 円	1,865 円	2,051 円	2,030 円	2,200 円
終 値	3,860 円	2,350 円	2,152 円	2,069 円	2,253 円	2,253 円

③ 発行決議日前営業日株価

	平成 23 年 8 月 11 日
始 値	2,001 円
高 値	2,250 円
安 値	2,005 円
終 値	2,075 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当の方法による新株式発行

発 行 期 日	平成 21 年 6 月 29 日
調 達 資 金 の 額	146,351,600 円 (差引手取概算額 : 132,351,600 円)
発 行 価 額	17,800 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	247,793 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	8,222 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	256,015 株
割 当 先	Generation Capital Ltd. 5,610 株 全宅ファイナンス株式会社 561 株 全宅住宅ローン株式会社 561 株 JR Asset Management Co., Ltd. 1,490 株
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	システム開発資金及び人件費等の販売管理費
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	平成 21 年 6 月 29 日～平成 22 年 3 月 31 日
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	差引手取金概算額に相当する額については、上記資金使途に記載のとおり支出しております。

・第三者割当の方法による新株予約権発行

発 行 期 日	平成 21 年 6 月 29 日
調 達 資 金 の 額	1,011,801,800 円 (発行価額と行使価額の合計額) (差引手取概算額 : 940,801,800 円)
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	247,793 株
割 当 先	Generation Capital Ltd. 200 個
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数 : 53,600 株
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	行使済株式数 : 0 株 (残高 0 個)

この文書は、当社が新株式、新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為を行うことを目的として作成されたものではありません。

発行時における 当初の資金用途	システム開発資金及び人件費等の販売管理費
発行時における 支出予定時期	平成21年6月29日～平成22年3月31日
現時点における 充 当 状 況	新株予約権は行使されておらず、上記資金用途には充当されておりません。 なお、当社は、平成22年1月25日に当該新株予約権全てを1個あたり50,089円でGeneration Capital Ltd.より買取った上で、同年2月12日に全部を消却いたしました。

・第三者割当の方法による新株式発行

発 行 期 日	平成21年8月7日
調 達 資 金 の 額	99,997,750円（差引手取概算額：98,997,750円）
発 行 価 額	13,250円
募集時における 発行済株式数	256,015株
当該募集による 発行株式数	7,547株
募集後における 発行済株式総数	263,562株
割 当 先	国際航業ホールディングス株式会社 7,547株
発行時における 当初の資金用途	システム開発資金
発行時における 支出予定時期	平成21年8月7日～平成22年3月31日
現時点における 充 当 状 況	差引手取金概算額に相当する額については、上記資金用途に記載のとおり支出しております。

・第三者割当の方法による新株式発行

発 行 期 日	平成21年12月25日
調 達 資 金 の 額	750,003,552円（差引手取概算額：725,003,552円）
発 行 価 額	5,202円
募集時における 発行済株式数	263,562株
当該募集による 発行株式数	144,176株
募集後における 発行済株式総数	407,738株
割 当 先	NISバリューアップ・ファンド3号投資事業組合 144,476株
発行時における 当初の資金用途	システム開発資金及び人件費等の販売管理費
発行時における 支出予定時期	平成21年12月25日～平成22年3月31日
現時点における 充 当 状 況	差引手取金概算額に相当する額については、上記資金用途に記載のとおり支出しております。

この文書は、当社が新株式、新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為を行うことを目的として作成されたものではありません。

・第三者割当の方法による新株予約権発行

発行期日	平成21年12月25日
調達資金の額	722,013,160円（発行価額と行使価額の合計額） （差引手取概算額：757,013,160円）
募集時における発行済株式数	263,562株
割当先	NIS バリュースアップ・ファンド3号投資事業組合 270個
当該募集による潜在株式数	潜在株式数：135,000株
現時点における行使状況	行使済株式数：270株（残高 0個）
発行時における当初の資金用途	平成21年12月9日付で当社がNIS バリュースアップ・ファンド3号投資事業組合との間で締結した業務資本提携に伴うシステム開発等の事業展開に要する資金及び人件費等の販売管理費
発行時における支出予定時期	平成22年1月1日～平成23年3月31日
現時点における充当状況	新株予約権はすべて行使され、差引手取金概算額に相当する額については、上記資金用途に記載のとおり支出しております。

以上

(別紙1) 新株式発行要項

新株式発行要項

1. 発行する募集株式の数 普通株式 88,767 株
2. 募集株式の払込金額 1 株当たり 1,870 円
3. 払込金額の総額 165,994,290 円
上記のうち、69,997,840 円については、金銭による払込みとし、残りの 95,996,450 円については、下記第 8 項の要領による現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の払込みの方法をとるものとする。
4. 増加する資本金及び資本準備金の額
資本金 1 株につき 935 円（総額 82,997,145 円）
増加する資本準備金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項にしたがい算出される資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 申込期日 平成 23 年 8 月 28 日（日）
6. 払込期日 平成 22 年 8 月 29 日（月）
7. 募集株式の割当方法、割当予定先及び割当株式数
第三者割当の方法により、以下の者に割り当てる。
本岡一也 26,737 株（全て現物出資による。）
神月聖子 16,042 株（全て現物出資による。）
細井嘉和 8,556 株（全て現物出資による。）
本岡邦治 10,695 株（全て金銭出資による。）
北山雅章 10,695 株（全て金銭出資による。）
塩野芳嗣 16,042 株（全て金銭出資による。）
8. 現物出資財産の内容及び価額
本岡一也が当社に対して有する金銭債権の元本 50,000,000 円のうち 49,998,190 円
神月聖子が当社に対して有する金銭債権の元本 30,000,000 円のうち 29,998,540 円
細井嘉和が当社に対して有する金銭債権の元本 16,000,000 円のうち 15,999,720 円

(別紙2) 新株予約権発行要項

株式会社ジアース第3回新株予約権

発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社ジアース第3回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 2,120,000 円
3. 申込期日 平成 23 年8月 28 日
4. 割当日及び払込期日 平成 23 年8月 29 日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をドリム5号投資事業有限責任組合に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社の普通株式 100,000 株とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する数(以下「交付株式数」という。)は 2,000 株とする。但し、本項第(2)号及び第(3)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額(第9項に定義する。以下同じ。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 50 個
8. 本新株予約権1個あたりの払込金額 金 42,400 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(「行使価額」という。)は、当初 2,260 円とする。但し、行使価額は第 10 項の定めるところに従い調整されるものとする。

この文書は、当社が新株式、新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為を行うことを目的として作成されたものではありません。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、平成 23 年8月 12 日開催の取締役会の決議に基づく新株式発行に係る募集、及び当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利の取得、転換又は行使による場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当をする場合

調整後行使価額は、当該株式の分割又は無償割当のための基準日(無償割当のための基準日がない場合には当該割当の効力発生日とする。)の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行(無償割当の場合を含む。)する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利を発行(無償割当の場合を含む。)する場合(但し、平成 23 年8月 12 日開催の取締役会の決議に基づく新株予約権付社債発行に係る募集を除く。)

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利のすべてが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当のための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを準用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成 23 年 8 月 30 日から平成 25 年 8 月 29 日(但し、平成 25 年 8 月 29 日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

- ① 当社普通株式に係る株主確定日(株式会社証券保管振替機構「株式等の振替に関する業務規程」に規定するものをいう。以下同じ。)の 3 営業日(振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。)前の日から株主確定日までの期間
- ② 振替機関が必要であると認めた日
- ③ 第 14 項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は 1 か月を超えないものとする。)その他必要事項を当該期間の開始日の 1 か月前までに本新株予約権の新株予約権者に通知した場合における当該期間

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日から 3 ヶ月を経過した日以降いつでも、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 10 取引日(株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配値を含む。)のない日を除く。)連続して本新株予約権の行使価額の 110%を超過した場合、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 本新株予約権の新株予約権者は、前号の場合であっても、当社による本新株予約権の取得日の前日まで本新株予約権を行使することができる。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代えて、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は、それぞれ、以下の条件に基づき本新株予約権の新株予約権者に新たに再編当事会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数
新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 個未満の端数は切り捨てる。
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

この文書は、当社が新株式、新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為を行うことを目的として作成されたものではありません。

再編当事会社の同種の株式

- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件
第11項乃至第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。
- (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権の新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が第20項記載の行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された日に発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

20. 行使請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

21. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 備後町支店

この文書は、当社が新株式、新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為を行うことを目的として作成されたものではありません。

株式会社関西アーバン銀行 本店営業部
株式会社みずほ銀行 大阪支店

22. 申込取扱場所

株式会社ジアース 管理本部

23. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額を 42,400 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は、当初、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成 23 年8月 11 日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 2,075 円の 109%とした。

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生していることを条件とする。

(別紙3) 新株予約権付社債発行要項

株式会社ジアース
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
社債要項

1. 募集社債の名称 株式会社ジアース第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 募集社債の総額 金1億円
3. 各募集社債の総額 金500万円の1種
4. 各募集社債の払込金額 金500万円(額面100円につき金100円)
5. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない
6. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、記名式とし、本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券を発行しない。
なお、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
7. 利率 本社債には利息を付さない。
8. 物上担保・保証の有無 本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
9. 社債管理者の不設置 本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
10. 社債の払込期日 平成23年8月29日
11. 新株予約権の割当日 平成23年8月29日
12. 償還の方法及び期限
 - (1) 本社債は、平成25年8月29日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。
ただし、繰り上げ償還に関しては本項第(2)号及び第(3)号に定めるところによる。
 - (2) 当社は、当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をすることを当社の株主総会で決議した場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合。)、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該組織再編行為の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部(一部は不可。)を本社債の額面100円につき金100円で繰り上げ償還する。
 - (3) 本新株予約権付社債の発行後、平成25年8月29日まで(当日を含む。)いずれかの5連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の毎日の終値が935円を下回った場合には、本新株予約権付社債の社債権者は、その選択により、当社に対して事前通知を当該5連続取引日の最終日の翌取引日から5取引日後の日まで(当日を含む。)の間に、償還日まで50取引日以上を定めて行い、かつ当社の定める請求書に繰り上げ償還を請求しようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれを記名捺印した上、第17項記載の償還金支払場所(以下「償還資金支払場所」という。)に提出することにより、償還日においてその保有する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰り上げ償還することを当社に対して請求する権利を有する。
 - (4) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前営業日にこれを繰り上げる。

この文書は、当社が新株、新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為を行うことを目的として作成されたものではありません。

- (5) 当社は、発行日の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を取得することができる。ただし、本社債又は本新株予約権のみを取得することはできない。かかる取得を行った場合には、当社は、遅滞なく当該本社債を消却するものとする。

13. 本新株予約権の内容

- (1) 社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計20個の本新株予約権を発行する。

- (2) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(8)号記載の転換価額(ただし、本項第(9)号乃至第(11)号によって調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数(以下「交付株式数」という。)とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の新株予約権者は、平成23年8月30日から平成25年8月29日までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使すること(以下、「行使請求」という。)ができる。但し、①当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の3営業日前の日まで、②期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記のいずれの場合も、平成25年8月29日より後に本新株予約権を行使することはできない。

- (4) 新株予約権の行使の条件

当社が第12項第(2)号及び第(3)号に基づき本社債を繰り上げ償還する場合、第12項第(6)号に基づき取得した本社債を消却する場合、及び当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、当該償還日、消却日又は期限の利益喪失日以降、本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。当社が第12項第(4)号記載の社債権者の請求により本社債の全部又は一部を繰り上げ償還する場合には、所定の償還請求書が償還金支払場所に到着したとき以降、当該本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。

- (5) 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の取得事由は定めない。

- (6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とする。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、交付株式数に本項第(8)号の転換価額(ただし、第(9)号乃至(12)号によって調整された場合は調整後の転換価額)を乗じた額とする。

- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

- (8) 転換価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、1,870円とする。

- (9) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(10)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により転換価額

を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

）転

換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(11)号②に定める時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（ただし、平成23年8月12日開催の取締役会の決議に基づく新株式発行に係る募集、および当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当を受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式分割又は株式無償割当による当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。当社普通株式の無償割当について、当社普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(11)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合（ただし、平成23年8月12日開催の取締役会の決議に基づく新株予約権発行に係る募集を除く。）。なお、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したのものとして本③を適用する。

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社の普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 本号③における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込がなされた額（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取

得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としている時には、本号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで（以下の算式において「当該期間」という。）に、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。この場合に 1 株未満の端数を生じたときにはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(調整前転換価額－調整後転換価額) × 調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数

株式数＝

調整後転換価額

- (11) ①転換価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで昇出し、小数第 2 位を切り捨てる。
②転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配値表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てる。
③転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当を受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。
④転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が 1 円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。
- (12) 本項第 (10) 号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
① 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
③ 転換価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (13) 本項第 (9) 号乃至第 (12) 号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (14) 本新株予約権の行使請求の方法
本新株予約権の行使請求受付事務は、第 18 項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
①本新株予約権を行使請求しようとする社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求し

ようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

②行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

(15) 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日に発生する。

(16) 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）及びその他の関係法令に基づき、当該本新株予約権者が指定する口座管理機関における振替口座簿の顧客口への記録を行うことにより株式を交付する。

(17) 本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

14. 担保提供制限

(1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、

当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第 2 条 22 号に定義される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際して出資する目的とするものをいう。

(2) 本項第 (1) 号に基づき設定した担保権が本新株予約権付社債を担保するに

十分でないときは、当社は直ちに本新株予約権付社債を担保するに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続きその他担保権の設定に必要な手続きを完了し、かつ、設定した追加担保権について担保付社債信託法第 77 条の規定に準じて公告するものとする。

15. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債についての期限の利益を失う。

(1) 当社が第 12 項第 (2) 号及び第 (3) 号の規定に違背したとき。

(2) 当社が第 14 項第 (1) 号の規定に違背したとき。

(3) 当社が、前 2 号以外の本要項の規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後 30 日以内にその履行又は是正をしないとき。

(4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

(5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 5 億円を超えない場合は、このかぎりではない。

(6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、又は解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

(7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受け、又は解散（合併の場合を除く。）したとき。

16. 社債権者に通知する場合の公告

本社債の社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社は電子公告によりこれを行うものとする。ただし、自己に帰すべからざる事由その他やむを得ない事由に

より電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。なお、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

17. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）

この文書は、当社が新株、新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為を行うことを目的として作成されたものではありません。

株式会社ジアース 管理本部

18. 行使請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

19. 社債原簿管理人

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

21. 社債権者集会

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類の子債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者集会は、一つの集会として開催される。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、本種類の社債の社債権者集会の日より少なくとも2週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を通知する。
- (3) 本種類の社債の社債権者集会は、大阪府においてこれを行う。
- (4) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する本社債権者は、本種類の社債の社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。なお、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は本種類の社債の総額に算入しない。

22. 本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権の行使は本社債の現物出資によりなされ、かつ本社債が繰り上げ償還されると本新株予約権の行使期間が終了しこれに伴い本新株予約権は消滅する等、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、当初の転換価額を前提とした本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないこととした。

23. 募集の方法

第三者割当の方法により、ドリーム5号投資事業有限責任組合に割り当てる。

24. 申込期間

平成23年8月28日

25. 上記に定めるものの他、本新株予約権付社債に関し必要な事項は、代表取締役社長に一任する。

26. 上記各項については金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上